



東洋交通労働組合

〒115-0051
東京都北区浮間5-4-51
TEL03(5970)9304
http://www.toyo-kotsu-union.jp

躍進

東洋交通労働組合

発行 / 2015年5月24日

編集 / 教宣部

40-12号



第2回 中央委員会

2015年5月17日(日)9時から東洋交通本社棟201会議室において第2回中央委員会が開催されました。

2月13日に2015春闘要求書を経営側に提出してから、3月3日・3月20日・4月8日・4月23日・5月1日と計6回、団体交渉を行ってきました。

5月1日に経営側から提出された回答書について、「2015春闘の妥結・調印」解決一時金の配分方法を審議しました。

議長には鈴木正徳氏、書記には高田知義氏が選任され、福島書記長より中央委員の出欠状況の報告がありました。

定数16名中、出席14名全員出席でしたが、出勤2名遅れ、委任状の通り組合規約第18条④中央委員会は構成員の3分の2以上の出席を以て成立し、議事は出席中央委員の過半数の賛成で決し、可否回数の場合は議長がこれを決する。

議長が、今回の中央委員会が成立していることを宣言しました。

【菊池執行委員長挨拶】

菊池執行委員長の挨拶

「先日、寒天をはじめとする新経済連盟が、「アリ」を使った白タク配車サービスが可能となるよう、今の日本の法律を変えろ」と自民党議員連盟に申し入れをしたそうです。そのようなことが実現してしまつと、タクシ業界が潰され、白タクに乗っ取られてしまいます。資格もなく、教育もされていない人達が、お客様の安全を無視して輸送できてしまうなど、このことは決してあってはならないことです。

日本交通・東洋交通では、適正化の部分では、既に減車も行い、平行して活性化への事業

者努力として様々なサービスや教育を行っている。現在では新たな労働力として、新卒採用。女性の積極採用に力を入れています。

今年度、東京は特定地域に指定されませんが、適正化を強く訴えているなかで、特定地域の指定基準内でありながら指定を拒む地域が後を絶ちません。今の政治が規制緩和を推進する流れの中で、台数を規制されたくないと和されたときに自分だけが損をしたくないと考える身勝手な事業者が存在する限り、改正タクシ特法は骨抜きのみです。もう一度、全事業者に何故再規制が必要だと考えたかを思い出してもらいたいです。

今春闘の要求書を経営側に提出してから、回答が出るまでの3ヶ月弱の間に、組合員の中から26件の処分事案が出てしまいました。自分の運の賃金労働条件を変えて欲しいと交渉している中で、足を引く張るようなことをされては困ります。春闘時期は特に、事故や違反に気を付けていないと経営からも指摘されてしまっています。『成果を評価する』ことでの回答が出されたので、今回、執行部では解決一時金の配分方法も見直す方向で話し合を行いました。

それについて組合員の代表である中央委員の皆さんで審議をお願いします」と述べました。続いて、福島書記長より団体交渉の経過報告と2015春闘妥結・調印についての提案がありました。



【挨拶する菊池執行委員長】

2015年5月17日(日)9時から東洋交通本社棟201会議室において第2回中央委員会が開催されました。

2月13日に2015春闘要求書を経営側に提出してから、3月3日・3月20日・4月8日・4月23日・5月1日と計6回、団体交渉を行ってきました。

5月1日に経営側から提出された回答書について、「2015春闘の妥結・調印」解決一時金の配分方法を審議しました。

議長には鈴木正徳氏、書記には高田知義氏が選任され、福島書記長より中央委員の出欠状況の報告がありました。

定数16名中、出席14名全員出席でしたが、出勤2名遅れ、委任状の通り組合規約第18条④中央委員会は構成員の3分の2以上の出席を以て成立し、議事は出席中央委員の過半数の賛成で決し、可否回数の場合は議長がこれを決する。

議長が、今回の中央委員会が成立していることを宣言しました。

【団体交渉の経過報告】

菊池執行委員長の挨拶

「先日、寒天をはじめとする新経済連盟が、「アリ」を使った白タク配車サービスが可能となるよう、今の日本の法律を変えろ」と自民党議員連盟に申し入れをしたそうです。そのようなことが実現してしまつと、タクシ業界が潰され、白タクに乗っ取られてしまいます。資格もなく、教育もされていない人達が、お客様の安全を無視して輸送できてしまうなど、このことは決してあってはならないことです。

日本交通・東洋交通では、適正化の部分では、既に減車も行い、平行して活性化への事業

者努力として様々なサービスや教育を行っている。現在では新たな労働力として、新卒採用。女性の積極採用に力を入れています。

今年度、東京は特定地域に指定されませんが、適正化を強く訴えているなかで、特定地域の指定基準内でありながら指定を拒む地域が後を絶ちません。今の政治が規制緩和を推進する流れの中で、台数を規制されたくないと和されたときに自分だけが損をしたくないと考える身勝手な事業者が存在する限り、改正タクシ特法は骨抜きのみです。もう一度、全事業者に何故再規制が必要だと考えたかを思い出してもらいたいです。

今春闘の要求書を経営側に提出してから、回答が出るまでの3ヶ月弱の間に、組合員の中から26件の処分事案が出てしまいました。自分の運の賃金労働条件を変えて欲しいと交渉している中で、足を引く張るようなことをされては困ります。春闘時期は特に、事故や違反に気を付けていないと経営からも指摘されてしまっています。『成果を評価する』ことでの回答が出されたので、今回、執行部では解決一時金の配分方法も見直す方向で話し合を行いました。

それについて組合員の代表である中央委員の皆さんで審議をお願いします」と述べました。続いて、福島書記長より団体交渉の経過報告と2015春闘妥結・調印についての提案がありました。

2014年6月度から2015年5月度までの間に、安全・安心を守らず懲戒処分を受けた組合員は、基本額から減額します。同期間に優良乗務員表彰基準の組合員には、基本額から増額します。解決金は、支給日(5月29日)に在籍する本採用嘱託・定時制の組合員に以下のように配分を行います。

①懲戒処分が出動停止処分またはスピード違反

「一人10,000円」を配分します。

1. 本採用及び嘱託の組合員に対して



【経過報告を行う福島書記長】

反て譴責処分または複数回の懲戒処分を受けた組合員は「配分をゼロ」とします。

②懲戒処分で譴責処分を受けた組合員は「一人5,000円」を配分します。

③無事故無違反・無苦情で70万円以上の營收の組合員は、10,000円をプラスし、「一人20,000円」を配分します。

④無事故無違反・無苦情の定時制組合員は、5000円をプラスし、「一人10,000円」を配分します。

3. 残余については、一般会計に繰り入れます。

【質疑応答】

《石田壮一氏》
●解決一時金の配分について、上乗せの基準は会社の優良乗務員と同じですか
(執)基準は組合が定めたものです。売上・無事故・無違反・無苦情は会社と同じですが、出勤日数は条件に入れていません。

《神村成氏》
●処分が2回以上の乗務員は解決金はもらえないということですか?
(執)複数回、懲戒処分になっている組合員と出勤停止処分になった組合員は配分しません。スピード違反で譴責処分になっている場合も、会社の出分も重くなり、今では出勤停止処分となっている為、配分しません。

《原田孝幸氏》
●優良乗務員表彰の基準にタクシや警察での表彰も入れるというのはどうでしょうか?
(執)今後検討はしますが、タクシは事故を起こしても表彰の対象となるのであまり賛成できません。

《神村成氏》
●中央委員になってから、組合員に解決金はいくらもらえるのか等の質問をされます。今回の配分方法を説明してもよろしいですか?
(執)中央委員会で決定した事項は、しっかり組合員の代表として説明して下さい。毎年、解決金ももらえると思う人が多くいるようですが、春闘では解決金を要求しているわけではありません。毎年解決金が出るというわけでは無いことも説明して下さい。

《宮野賢久氏》
●今回の解決金の配分方法については賛成でから導入した方が良くないと思つので、来年度からにするのはどうですか?
(執)今回の配分方法を提案したのは、1年間に93件の処分があり、組合員の皆さんに危機感を持つて欲しいからです。来年度、解決金が出た場合、処分が減れば平等に配分することも考えますので、今回の配分方法として行います。機関紙で告知もします。



【裏面へ】

